

第4次

みのかも多文化共生推進プラン

2025年度～2029年度

一緒に学び、考え、
未来をつくるまちづくり



Ⅰ. 第4次 みのかも多文化共生推進プランについて

Ⅰ. プラン策定の背景と目的

1990年の入管法の改正により、日系人とその家族に就労制限のない在留資格が与えられることとなり、ブラジル国籍を中心に外国人市民が急激に増加しました。

こうした状況を踏まえ、本市では、2009年に「美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく対等な市民として、安心・快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。2008年のリーマンショックや2013年の大企業撤退を経ても、本市での暮らしを好み生活基盤を築く外国人市民は多く、ブラジル国籍やフィリピン国籍の外国人市民が増えていきました。さらに2019年の入管法の改正により、東南アジア国籍の方々の転入も増え、外国人市民の多国籍化が進んでいます。

本市で暮らす外国人市民の多くは、「就労」を目的に滞在して「いずれ母国に帰る」人々ではなく、「永住者」や「定住者」などの在留資格を持ち、「生活」を目的に暮らす人々です。本市で生まれ、日本の教育を受けながら成長し、帰国という選択肢がないこどもたちも増えています。さらに、生活者としての外国人市民の多い本市では、外国人市民の高齢化が進みつつあることや、地域で生活しているにも関わらず日本人市民との関わりが希薄であることも、新たな課題として浮かび上がってきています。

そのため、本市の多文化共生に関する現状と新たな課題をまとめ、今後5年間に取り組むべき内容を整理しました。「一緒に学び、考え、未来をつくるまちづくり」を基本理念とした第4次美濃加茂市多文化共生推進プラン（第4次みのかも多文化共生推進プラン）をここに策定し、多文化共生社会のさらなる推進をめざしていきます。

※このプランでは、本市に住む「外国籍」の人だけではなく、「日本国籍」であるが自分の出生の過程において日本以外の外国にルーツを持つ人も合わせて、「外国人市民」と示します。
そして、それ以外の市民を「日本人市民」とします。

2. プランの位置付けと実施期間

このプランは、本市の総合計画である「美濃加茂市第6次総合計画後期基本計画」に沿った内容であり、また、まちづくりの基本理念である「みのかも市民憲章」を尊重するものとします。

期間については、美濃加茂市第6次総合計画後期基本計画と整合性を図るため、2025年度から2029年度の5年間とします。

3. プラン策定の経緯

このプラン策定においては、次の意見を取り入れました。

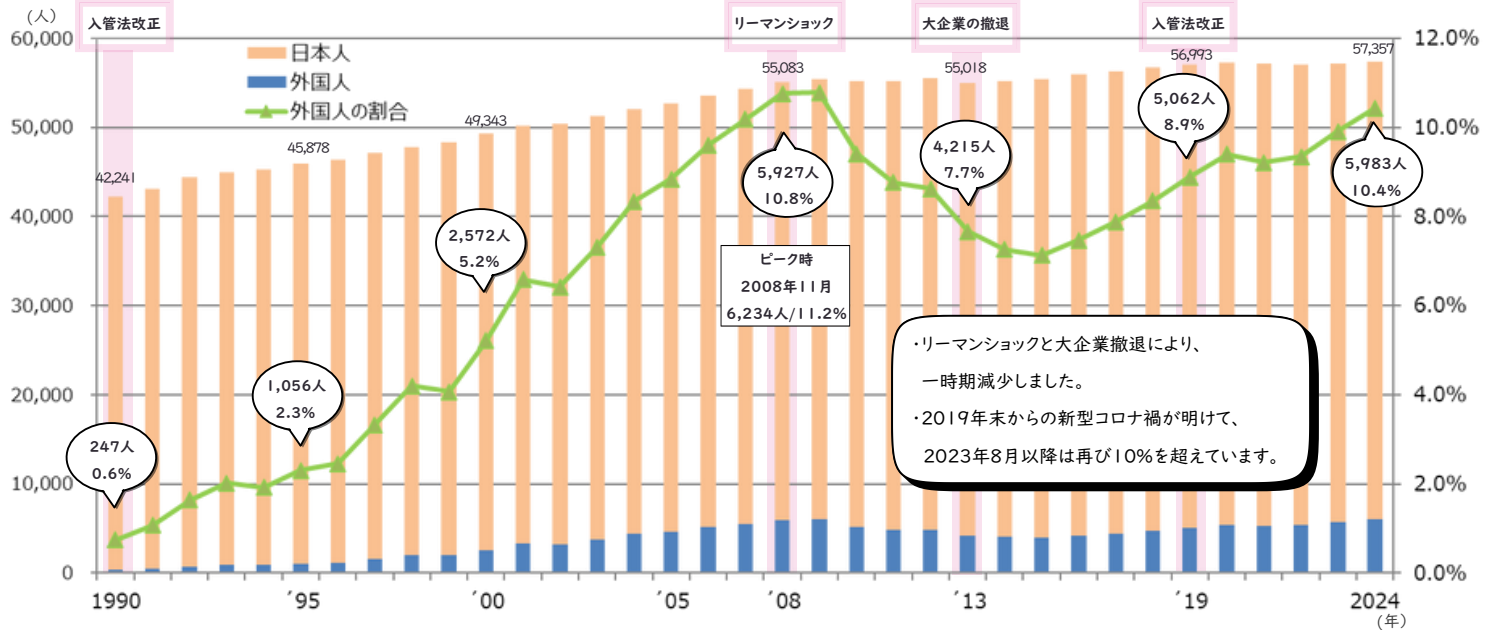
- 美濃加茂市多文化共生推進協議会での協議（計4回）
- 美濃加茂市役所内のヒアリング調査
- 外国人市民・日本人市民へのアンケート調査
（外国人市民：225件・日本人市民：375件）
- 市内関係機関へのヒアリング調査（計9か所）
- 外国人市民ワークショップ（計4回）



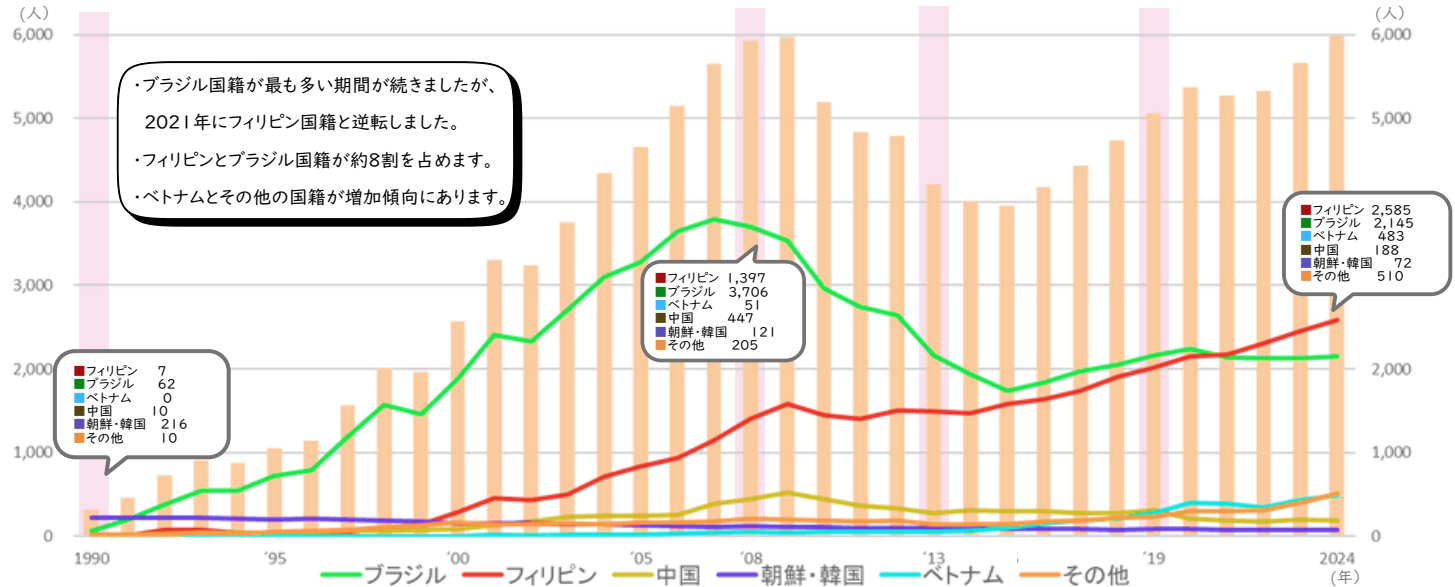
2. 本市の現状と課題

1. 現状

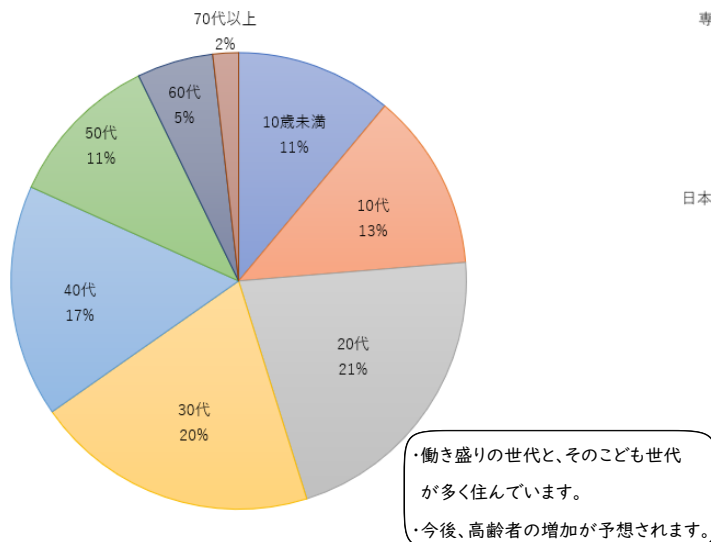
市の総人口の推移と総人口に占める外国人市民割合の推移（毎年4月1日現在）



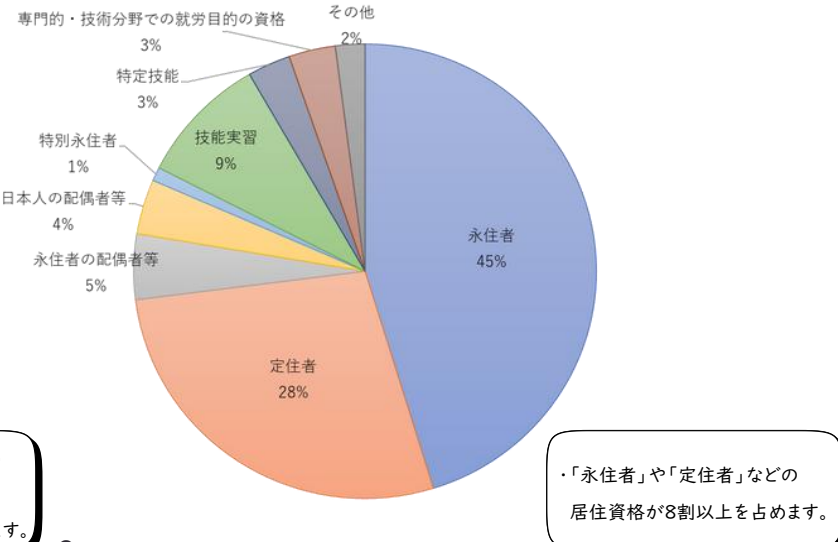
外国人市民の国籍別の推移（毎年4月1日現在）



年齢別 外国人市民
（2024年4月1日現在）



在留資格別 外国人市民
（2024年4月1日現在）



2. これまでの取り組み

本市では、第1次多文化共生推進プラン(2009~2013年度)では「新しい仲間と笑顔でくらすまちづくり」を、第2次多文化共生推進プラン(2014~2018年度)では「だれもが仲よくできるまちづくり」を、第3次多文化共生推進プラン(2019~2024年度)では「みんなで一緒につくる共生のまちづくり」をめざして、次のような取り組みを行ってきました。

- 生活に必要な情報を多言語により提供
- 日本語や日本の制度などの学習機会を提供
- IT技術も活用した相談窓口の整備
- 就学前のこどもや児童生徒の受け入れ体制、学習支援の整備
- 高校生へのキャリア教育
- 防災意識の向上や災害時における避難体制の整備
- 日本人市民と外国人市民が交流する機会の提供
- 国際交流活動を通じた、グローバルな人材育成



3. これからの課題

これまでの取り組みに加えて、今後の課題として、特に以下の3点があげられます。

☑ 若者への教育・キャリア支援

外国人市民の内、約18%が18歳未満の若い世代であり、2言語以上理解できる可能性のある有望な若者が多くいます。しかし、学校卒業後に派遣業以外で活躍する外国人市民は多くありません。若い外国人市民が、将来自分の希望する分野で活躍できるよう、今後は、日本語学習環境を拡大し、自分の将来像に夢を持てるようなキャリア教育を拡充する必要があります。あわせて、若者の夢を支援すべく、保護者の教育意識の向上にも取り組む必要があります。

☑ 医療・福祉・介護制度の理解

1990年代に来日した日系ブラジル人が高齢化してきています。また、フィリピン人の家族の呼び寄せにより、働き盛り世代の両親である高齢者も増えています。アンケート調査によると、外国人市民の約半数は帰国せず老後も本市で暮らしたいと思っており、今後急速に高齢の外国人市民が増えていくと考えられます。高齢化に伴い、医療や介護のニーズが高まりますが、医療・福祉・介護の制度について、外国人市民の理解が不足しています。今後は、外国人市民も、安心して医療や介護を受けられる環境づくりに取り組む必要があります。

☑ 地域社会での協働

市内に住宅を購入し、今後も永く本市に住むことを予定している外国人市民が増加しています。地域において外国人市民と日本人市民が共に暮らすことが当たり前の光景となってきていますが、日本人市民と共に地域活動に参加できる外国人市民は未だ多くなく、外国人市民と日本人市民の間には壁があります。今後は、お互いが交流するきっかけとなる機会のさらなる創出や、日本人市民に対する多文化共生の意識づくり、共通語としての「やさしい日本語」の普及啓発に取り組む必要があります。

3. 第4次 みのかも多文化共生推進プランの取組

1. 取組体系

基本理念

一緒に学び、考え、未来をつくるまちづくり

基本目標

安心・安全に
暮らせる環境を
つくります

みんなで
活気あふれる
地域を
つくります

未来に向けて、
希望あふれる
環境を
つくります

取り組む内容

1. コミュニケーション支援

- ① 情報の多言語化・伝達手段の確保
- ② 多言語及び多文化社会に対する学習支援

2. 生活支援

- ③ 暮らしの環境整備
- ④ 教育プログラムの充実
- ⑤ 労働環境の整備
- ⑥ 医療・福祉環境の整備
- ⑦ 防犯や交通ルールの周知
- ⑧ 防災体制の整備

3. 多文化共生の地域づくり

- ⑨ 地域社会に対する意識啓発
- ⑩ 人権尊重の意識づくり
- ⑪ 外国人市民の自立と社会参画
- ⑫ 市民が主体となって行う多文化共生活動への支援

4. 多文化共生を進めるための体制の整備

- ⑬ 市内の関係機関・団体等との連携
- ⑭ 市役所内での情報共有と連携
- ⑮ 国、県及び他市町村との連携

2. 基本理念

第1次プランでは、外国人市民を「新しい仲間」として、第2次プランでは「仲よくできる市民」として、そして第3次プランでは「共にまちをつくる市民」として、共に生活するまちづくりをめざしてきました。これまでの取組の成果や今の課題を踏まえ、第4次プランでは次のような基本理念とします。



一緒に学び、考え、未来をつくるまちづくり

お互いの存在を認め合うために、外国人市民も日本人市民も言葉、文化、価値観を学び合います。お互いが協力して考えて地域をつくり、未来を一緒につくる人を育て合うまちをめざします。

3. 3つの基本目標

基本理念を実現するために、次の3つを基本目標として取り組みます。



安心・安全に暮らせる環境をつくります。

外国人市民の多国籍化が進む中、だれもが言葉や文化の壁を感じることなく、安心して生活できる環境づくりが重要です。

多言語対応や分かりやすい情報提供を充実させることで、外国人市民の不安を解消し、地域への愛着を育むことにつながります。



みんなで活気あふれる地域をつくります。

外国人市民の定住化が進む中、外国人市民と日本人市民が地域社会の一員として、共に地域社会を築いていくことが重要です。

相互理解と相互協力を推進することで、多様な文化が共存する活気ある地域社会につながります。



未来に向けて、希望あふれる環境をつくります。

外国人市民の高齢化も予想される中、多様な世代が共存し、だれもが自分らしく活躍できる環境づくりが重要です。

こどもの教育環境の充実に加え、すべての世代への医療・福祉環境の整備を推進することで未来を担う子どもたちの明るい成長につながります。

1. コミュニケーション 支援

① 情報の多言語化・伝達手段の確保

- ☑ 行政情報や市のルールなどについて、多言語や「やさしい日本語」での提供をさらに推進します。外国語版広報紙、外国人市民向け公式SNS（フェイスブック・Instagram）、ホームページ、メールなどさまざまな媒体を利用します。
- ☑ 外国人市民が多く利用する施設や関係団体などと連携し、幅広く情報提供します。

NEW 市役所窓口での翻訳アプリの利用促進と、多言語や「やさしい日本語」での対応可能な職員の育成を行います。

NEW 行政文書や公共施設での案内表示における「やさしい日本語」の活用を推進します。

※「やさしい日本語」とは、外国人市民にもわかりやすいように配慮し、簡単な表現に言い換えた日本語です。



② 多言語及び多文化社会に対する学習支援

- ☑ 外国人市民に対し、日本語学習機会の充実を図ります。
- ☑ 外国人市民に対し、日本社会や市のルールなどについて学ぶ機会を提供します。
- ☑ 日本人市民に対し、外国人市民の母国の言葉や文化を学ぶ機会を提供します。
- ☑ 日本人市民に対し、「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催します。



2. 生活支援

③ 暮らしの環境整備

- ☑ 外国人市民に対する外国人ワンストップ相談窓口での生活支援の継続にあわせ、日本人市民からの相談環境も整えます。
- ☑ 健診・検診、健康相談、子育て相談などを多言語または「やさしい日本語」で行います。

NEW 市が持つ暮らしに必要な情報について提供します。

④ 教育プログラムの充実

- ☑ 未就学児に対し、「プレスクール」などで日本語に触れる環境を整備します。
- ☑ 日本語能力が不十分な小中学生が学校生活に適應できるよう、外国人児童生徒初期適應指導教室「のぞみ教室」や「国際教室」で支援します。
※「のぞみ教室」は、学校生活で必要な日本語や学校の決まりを教える教室です。
※「国際教室」は、外国籍児童生徒が多い小中学校にて、教科を分かりやすく指導している教室です。
- ☑ 若い世代へのキャリア教育（将来の自分の目標や夢などを見つけるための教育）を拡大します。

NEW 希望する進学を実現できるよう、あらゆる年齢のこどもたちが様々な学習支援を選択し、日本語での学習を継続できる環境を整えます。

NEW 保護者の教育意識向上のため、保護者に対し日本の教育制度や高校進学などに関する情報提供を強化します。



⑤ 労働環境の整備

- ☑ 若者の市内就業を支援するため、企業・事業所・教育機関と連携し、就労情報の提供やマッチング支援を行います。

NEW 職場での外国人従業員に対する差別や偏見をなくすための啓発活動を行います。



2. 生活支援

⑥ 医療・福祉環境の整備

- ☑ 健康についての情報や、医療・福祉・介護保険などの制度、サービスの利用方法に関する情報提供を強化します。

NEW 外国人市民が安心して医療サービスを受けるために、医療機関における多言語対応の環境整備に協力します。

NEW 外国人患者への理解を深めるために、医療機関や福祉事業所と連携し、従事者向けの異文化理解や「やさしい日本語」の研修に協力します。



⑦ 防犯や交通ルールの周知

- ☑ 警察などと連携し、防犯や交通ルールなどを学ぶ機会を拡大します。

NEW こどもたちの健全な成長を育むため、こどもたちへ防犯や交通ルールなどを多言語や「やさしい日本語」で提供し、理解しやすいようにします。



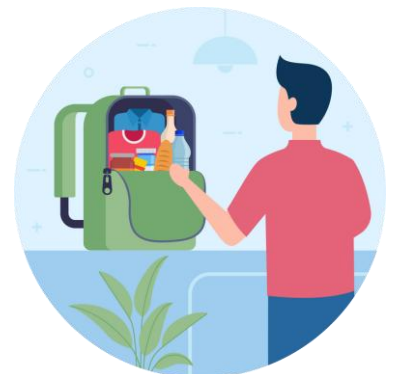
⑧ 防災体制の整備

- ☑ 防災行政無線、ホームページ、SNSなどを用いて、多言語や「やさしい日本語」での災害情報や避難情報を発信します。

- ☑ 災害時に備え、災害時等通訳サポーターとしての役割を担う外国人市民の育成を継続します。

- ☑ 外国人市民の防災意識の向上をめざし、防災訓練や防災教育講座への参加を呼びかけます。

NEW 災害時多言語支援センターの設置訓練を定期的に行います。



3. 多文化共生の地域づくり

⑨ 地域社会に対する意識啓発

NEW 日本人市民と外国人市民が分け隔てなく、あいさつを交わし合う環境を整えます。

NEW 教育機関、地域団体、企業などと連携し、市民に向けた多文化共生に関するワークショップや研修を行います。



⑩ 人権尊重の意識づくり

☒ お互いの国の文化や習慣への理解を深めるために、お互いに学び合う交流機会を作ります。

NEW 差別や偏見なく、人権が尊重され、だれもが自分らしく暮らせるまちをめざした啓発活動を行います。

⑪ 外国人市民の自立と参画

☒ 自治会や子ども会などの情報を多言語や「やさしい日本語」で発信し、地域活動への参加を促します。

☒ 日本人市民との交流の場を設け、相互理解を図り、共に暮らす仲間意識を醸成します。

☒ 外国人市民のボランティア活動への参加を推進します。

NEW こどもたちの地域での課外活動などへの参加を促進するため、外国人保護者へのサポート体制を推進します。

NEW 次世代を担う若い外国人市民の自立と活躍をめざし、市で成長し輝く先輩外国人市民のロールモデルをこどもたちに紹介する機会を提供します。



⑫ 市民が主体となって行う多文化共生活動への支援

☒ すべての市民が主体となって行う多文化共生活動を支援します。

NEW 「多文化共生コーディネーター」を育成します。

※「多文化共生コーディネーター」とは、外国人市民に関する課題の解決に向けて、市民同士や関係機関をつなぐ役割を持つキーパーソンです。



4. 多文化共生を進めるための 体制の整備

⑬ 市内の関係機関・団体等との連携

- ☑ 企業、警察署、ハローワーク、外国人コミュニティ、NPOなどと連携し、多文化共生推進のための協議会を設立し、情報共有や意見交換を行います。

⑭ 市役所内での情報共有と連携

NEW 市役所職員での連絡会議を開催し、各課での外国人市民対応についての情報共有を図りつつ、部署を超えた連携体制を整えます。

NEW 市役所職員が多文化共生についての理解を深める研修を定期的に行います。

⑮ 国、県及び他市町村との連携

- ☑ 国や県と情報共有を行います。
- ☑ 周辺市町村と連携し、広域的に多文化共生を推進します。



4. めざす将来のすがた

1. コミュニケーション支援

成果指標	現状値	目標値
簡単な日本語を理解できる外国人市民の割合	63%	80%
やさしい日本語で書かれた市民向けの案内文書の累計件数	9件	50件

2. 生活支援

成果指標	現状値	目標値
外国人市民の高校進学率	82.4%	99.1%
こどもたちへの教育支援（プレスクール・放課後学習支援・キャリア教育・保護者向けセミナー）への年間延べ参加者数	2,725人	3,500人
日本の医療・介護制度について理解している外国人市民の割合	—	50%
災害時等通訳サポーターの登録者数	33人	50人

3. 多文化共生の地域づくり

成果指標	現状値	目標値
多文化共生のまちづくりが進んでいると感じる人の割合	【日本人市民】 30.9%	【日本人市民】 50%
	【外国人市民】 88.9%（※）	【外国人市民】 95%
外国人市民が地域と関わる交流イベントの年間実施回数	2回（※）	10回

4. 多文化共生を進めるための体制の整備

成果指標	現状値	目標値
市役所や関係機関の職員に対する多文化共生に関する研修への年間参加者数	19人	50人

○現状値は、2023年度の実績の数値です。

ただし、「※」は2024年度に行った「多文化共生に関するアンケート」の数値及び2024年度の実施回数であり、

「—」は2023年度及び2024年度において未測定の数値です。

○目標値は、2029年度における達成をめざす目標の数値です。

５．ひとりひとりができること

🔍 日本人市民ができること

- 気軽にあいさつをしましょう。日本語で構いません!
- やさしい日本語を使って話しましょう。
- 近くに困っている人がいたら助け合いましょう。
- 地域のイベントに参加を呼びかけましょう。

🔍 外国人市民ができること

- 気軽にあいさつをしましょう。
- 簡単な日本語で話してみましょう。
- 日本の制度・ルール・日本語を学びましょう。
- 地域のイベントと一緒に参加しましょう。

🔍 企業や事業所等の関係機関ができること

- やさしい日本語を使って話しましょう。
- 外国人従業員の母国の文化や習慣を知りましょう。
- 外国人従業員へ日本の制度・ルール・日本語を学ぶ機会を提供しましょう。
- 美濃加茂市で学び育った外国人市民の活躍を支援しましょう。



６．市長からのメッセージ

人口の１割超が外国人市民である美濃加茂市は、日本人市民とお互いのことを理解のうえ、ダイバーシティを生かした魅力あるまちを目指しています。

近年では外国人市民の定住化が進み、その多くの皆さんは「労働者」ではなく「生活者」として暮らしていただいており、日本人市民同様に、子育て、こどもの教育、医療、介護、災害など、人生の様々なステージにおいて課題を抱えています。

今回、皆さんの暮らしの中の課題を整理しその解決に取り組むことで、外国人市民も地域のパートナーとして活躍できる環境を整備し、外国人市民も自立していけるよう、その具体的な取り組みを記した第4次みのかも多文化共生プランを策定しました。

多文化共生社会の実現には、行政だけでなく、地域社会全体が主体的に関与することが不可欠です。

このプランに沿って美濃加茂市民の一人ひとりが多文化共生に対する理解をさらに深め、日本人市民と外国人市民皆さんが連携し、基本理念に掲げた「一緒に学び、考え、未来をつくるまちづくり」の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのより一層のご協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたりご尽力賜りました美濃加茂市多文化共生推進協議会の皆さまをはじめ、ご協力いただいた全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

美濃加茂市長 藤井浩人



美濃加茂市

市民協働部 まちづくり課

多文化共生推進室

〒505-0041

美濃加茂市太田町1752-1 則竹ビル1階

(美濃加茂市役所 駅南分室)

(TEL) 0574-42-6262

(FAX) 0574-28-1979

